

令和6年度第2回

浜 松 市

障害者施策

推進協議会

会議資料

CONTENTS

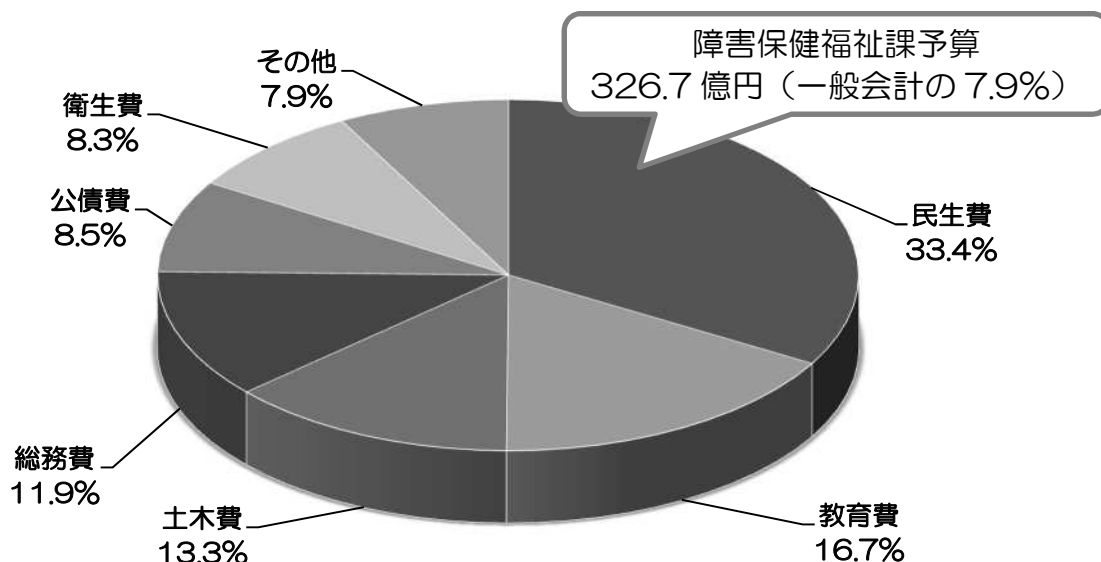
報告事項

- 1 令和7年度予算案の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ
- 2 令和7年度予算案における主な事業について・・・・・・・・ 4ページ

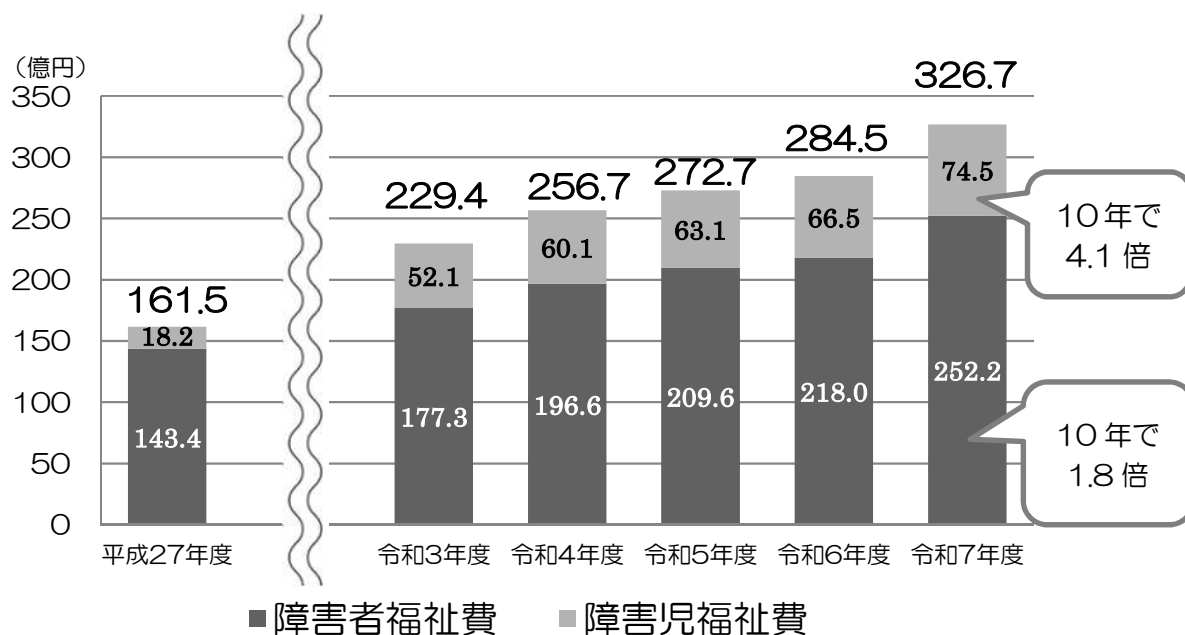
1 令和7年度予算案の概要

(1) 浜松市予算の内訳

一般会計	4,160.0 億円	(R6: 3,963.0 億円)	前年度比	5.0%増
民生費	1,390.8 億円	(R6: 1,280.3 億円)	前年度比	8.6%増
うち障害関係	326.7 億円	(R6: 284.5 億円)	前年度比	14.9%増

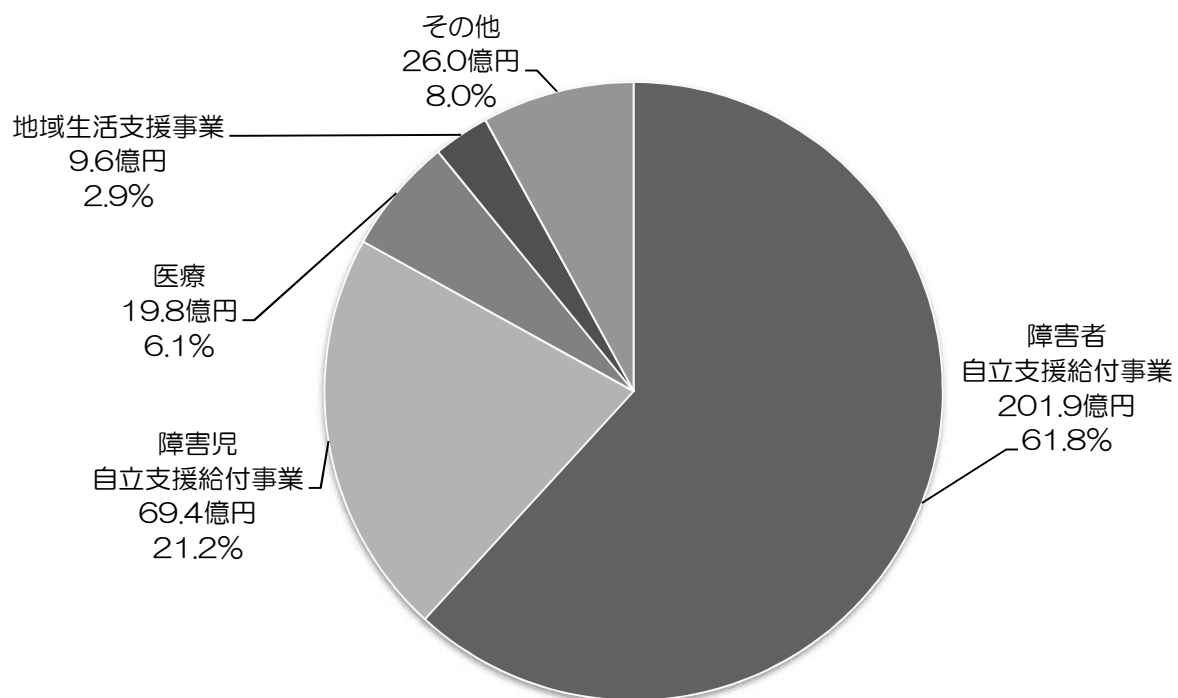


(2) 障害保健福祉課予算の推移



※表示単位未満の千円単位で伸び率を算出しているため、計算結果が合わないことがあります。
 ※表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しないことがあります。

（３）障害保健福祉に係る予算（Ｒ７）内訳



事業名	主なもの
障害者自立支援給付	介護給付、自立支援医療、補装具
障害児自立支援給付	障害児通所支援、介護給付、補装具
医療	重度心身障害者医療費助成、精神障害者入院医療費助成
地域生活支援	相談支援事業、日常生活用具助成、移動支援・日中一時支援
その他	手当、指定管理料（発達医療総合福祉センター等）、外出支援事業（バス・タクシー券等交付）

【財源内訳】

区分	金額（億円）	割合	主なもの
国費	144.4	44.2%	障害者自立支援給付費負担金、障害児通所支援費負担金
県費	65.1	19.9%	障害児通所支援費負担金、障害者自立支援給付費負担金
市債	4.7	1.4%	障害者施設整備事業債
その他	1.9	0.6%	心身障害者扶養共済保険金収入
一般財源	110.6	33.9%	
合計	326.7	100.0%	

2 令和7年度予算案における主な事業

令和7年度当初予算・記者発表資料より

障害者施設整備費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2034

(単位:千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	196,700	131,133	52,400	0	13,167

目的	社会福祉法人等が行う社会福祉施設等の整備に対し、補助金で支援することにより、障がい者の社会福祉の増進を図る。				
背景	・強度行動障がい有する者への支援に当たって、特別に配慮された支援スペースの確保が必要であり、特別支援学校及び特定相談支援事業所等から受入先確保に苦慮しているという声があがっている。 ・建物が老朽化するとともに、利用者の増加及び利用者の重度化・高齢化により、現行施設が手狭になっている。				
事業内容	社会福祉施設等の整備（増築・改築）に対し助成する。				
	1 整備事業所				
	区分	法人名	施設名	サービス	定員
	増築	(福) 天竜厚生会	赤石寮	生活介護	110 人 (5 人増)
			総事業費	補助基準額	
			179, 755 千円	30, 900 千円（国 2/3、市 1/3）	
	改築	(福) 復泉会	(仮称) 三幸町 事業所	生活介護・ 就労継続支援 B 型	40 人 (4 人増)
			総事業費	補助基準額	
			438, 371 千円	165, 800 千円（国 2/3、市 1/3）	
	2 総事業費及び補助額				
・ 総事業費 618, 126 千円（補助基準額 196, 700 千円）					
・ 補助額 196, 700 千円					
・ 事業者負担 421, 426 千円					

【位置図】



(福)天竜厚生会 赤石寮



(福)復泉会 (仮称)三幸町事業所

障害福祉計画策定事業

1 目的

障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制確保・円滑な事業実施のため、障がい（児）福祉実施計画を策定することにより、障がい児者の福祉の増進を図る。

2 背景

- ・令和8年度に「第7期浜松市障がい福祉実施計画」及び「第3期浜松市障がい児福祉実施計画」の計画期間が満了する。
- ・計画を定めようとするときは、障害者総合支援法第88条第8項及び児童福祉法第33条の20第8項の規定において、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものと定められている。

3 事業内容

（1）計画概要

- ・名 称 第8期浜松市障がい福祉実施計画
第4期浜松市障がい児福祉実施計画
- ・計画期間 3年間（令和9年度～令和11年度）
- ・計画内容 計画の概要、令和11年度の成果目標、福祉サービスの見込量

（2）計画策定に係る実態調査（臨時事業）

障がいのある人の現状や障害福祉サービスの利用状況の実態及び障がいのある人のニーズを把握する。

- ・対 象 者 障がいのある人、障害福祉サービス支給決定者等から無作為抽出
- ・調査時期 令和7年9月～
- ・調査内容 各種サービスの利用実績及び利用見込数

（3）スケジュール（案）

- ・R7. 9月 調査実施
- ・R8. 3月 報告書完成
- ・R8年度 計画策定



障害者地域生活支援事業（重層的支援体制整備事業）

1 目的

障がいのある人等からの相談に応じ、情報提供、助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う。

2 背景

相談件数は増加しているものの、地域関係者等から相談支援センターの圏域が広域で身近になっていないとの意見が多いため、令和6年度から8センター体制（基幹相談支援センター1か所、相談支援センター7か所）とした。

3 事業内容

（1）相談支援事業

①障がい者相談支援センター

障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、情報提供や助言等を実施する。

＜設置場所・配置＞

7か所設置し、圏域内障がい者等数に応じて専門職を配置

センター	中	東	西	南（R6～）	北	浜北	天竜（R6～）
所在地	和合せいれの里	東行政センター	西行政センター	南行政センター	北行政センター	浜北保健センター	天竜保健福祉センター
配置人工	8人工	4人工	4人工	3人工	3人工	4人工	2人工

＜相談実績＞

（単位：件）

年度	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 見込	R7 見込
相談件数	17,283	19,318	18,269	17,859	18,393	18,614
関係機関調整等	15,672	20,346	19,752	20,827	18,690	18,914
計	32,955	39,664	38,021	38,686	37,083	37,528

②障がい者基幹相談支援センター

障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業者への専門的な支援、地域の相談支援体制強化の取組等を実施する。

- ・所在地 中央区成子町（福祉交流センター内）
- ・配置人工 5人工（主任相談支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員など）

（2）地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作活動や生産活動の場を提供

施設類型	対象者	R6 当初	R7 当初	増減（R7-R6）
I型（定員20名程度）	主に精神障がい者	3事業所	4事業所	1事業所
II型（定員15名程度）	主に身体障がい者	1事業所	1事業所	0事業所
III型（定員10名程度）	小規模授産所からの移行先	2事業所	1事業所	△1事業所

※I型の「ちまた公民館」は令和7年1月に新規開設、III型の「わかすぎ工房」は令和6年度をもって廃止

(拡充) 障害者（児）日常生活用具費助成事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2863

(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	191,880	78,633	0	0	113,247

※障害者日常生活用具費助成事業、障害児日常生活用具費助成事業の合計

目的

背景

事業内容

日常生活用具費を助成することにより、在宅の障がい者が家庭生活を営むうえでの不便を解消するとともに、自力で生活を営むことを容易にし、福祉の増進を図る。

令和 6 年 3 月に製品価格の上昇及び市町からの要望等を踏まえ、日常生活用具費等県ガイドラインが見直された。

県ガイドラインの見直し（対象品目の追加、基準額の見直し）に伴い、対象品目の追加及び基準額の見直しを実施する。

1 対象者

2 対象経費

3 改正内容

身体障がい者、知的障がい者、難病患者

重度身体障がい者等の日常生活能力向上を図るための用具購入に対する扶助

区分	品目	改正後（A）	改正前（B）	増減（A-B）
単価改正	頭部保護帽	17,500 円	12,160 円	5,340 円
	歩行時間延長信号用小型送信機	12,000 円	7,000 円	5,000 円
	点字ディスプレイ	430,000 円	383,500 円	46,500 円
	点字タイプライター	82,000 円	63,100 円	18,900 円
	視覚障害者用拡大読書器	250,000 円	198,000 円	52,000 円
	視覚障害者用小型拡大読書器	35,900 円	29,800 円	6,100 円
	人工喉頭	73,000 円	70,100 円	2,900 円
	埋込型人工喉頭用人工鼻	28,600 円	23,760 円	4,840 円
	人工内耳用電池充電電池	17,600 円	17,280 円	320 円
	人工内耳用電池充電器	28,600 円	28,080 円	520 円
	ストーマ装具消化器系	8,900 円	8,600 円	300 円
	ストーマ装具尿路系	11,700 円	11,300 円	400 円
追加	暗所視支援眼鏡	395,000 円	-	-

※障がい児における所得制限の撤廃

18 歳未満の助成対象者分について、所得制限を撤廃する（令和 7 年 4 月～）

（補装具費支給事業と同様の扱い）

障害者（児）自立支援給付事業

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がいのある人や児童が自立した生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等にかかる給付を行う。

2 背景

- ・民間による共同生活援助事業所（グループホーム）の整備が進んだことにより、介護給付等事業のサービス量が大きく拡大している。
- ・発達障がい認知されること等によりニーズが高まり、障害児通所支援事業のサービス量が大きく拡大している。

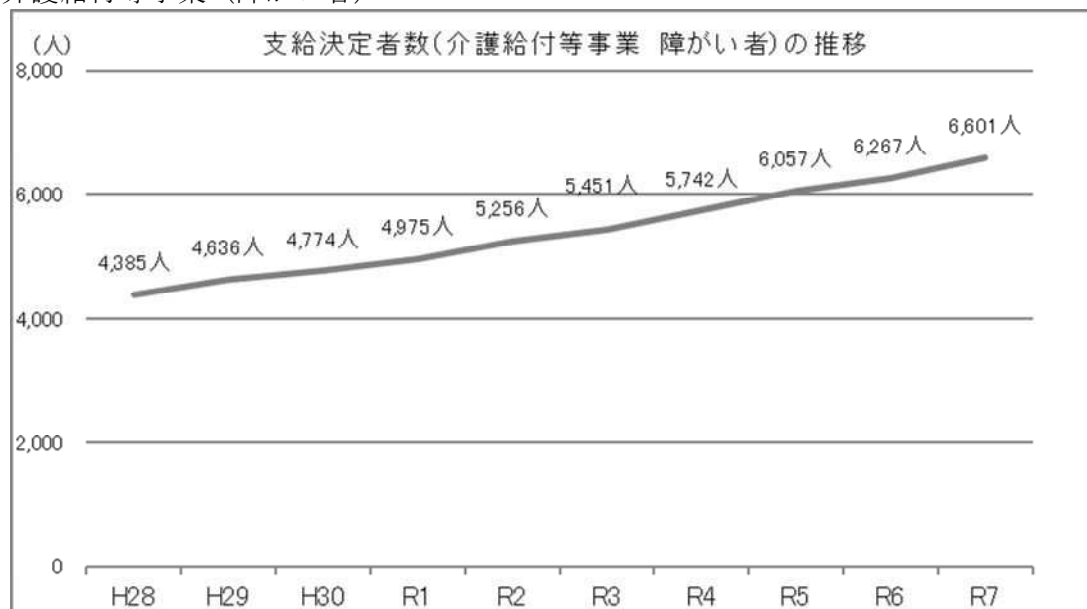
3 事業内容

区分	事業名	事業内容
障がい者・障がい児	介護給付等事業	居宅介護及び生活介護などの障害福祉サービスの提供
障がい者	障害支援区分審査会運営事業	障害支援区分認定にかかる調査及び審査会の運営
障がい者	自立支援医療事業	更生医療及び精神通院医療に対する助成
障がい者・障がい児	補装具費支給事業	補装具の購入費又は修理費の支給
障がい児	障害児通所支援事業	児童発達支援及び放課後等デイサービス等の障害児通所支援の提供

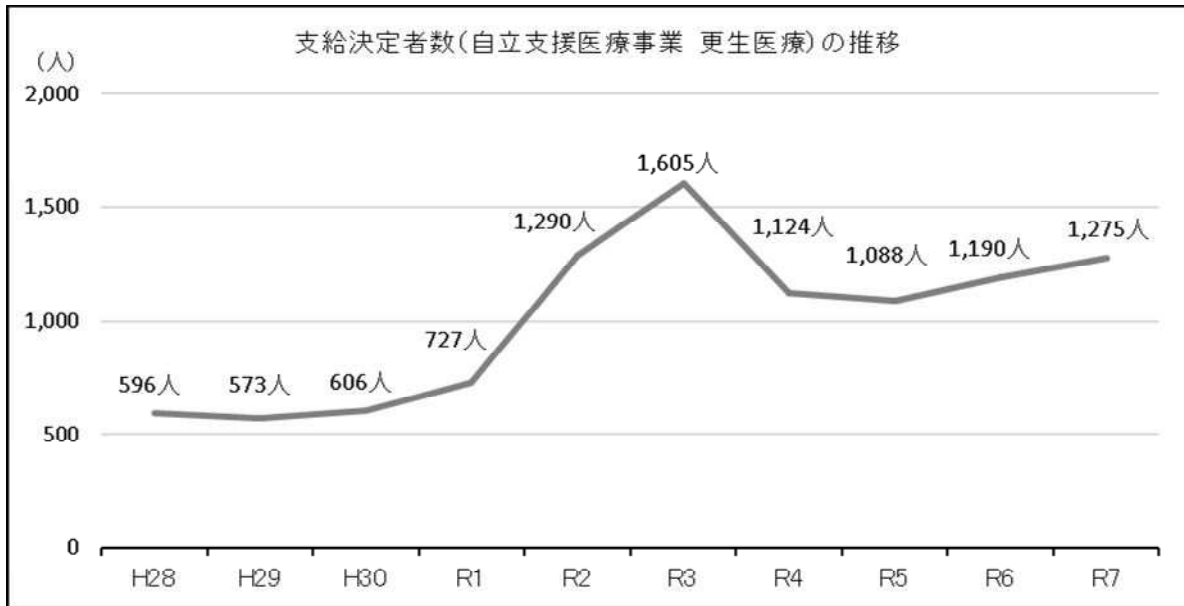
4 主な実績・見込

支給決定者数の推移（H28～R5 は実績、R6～R7 は見込）

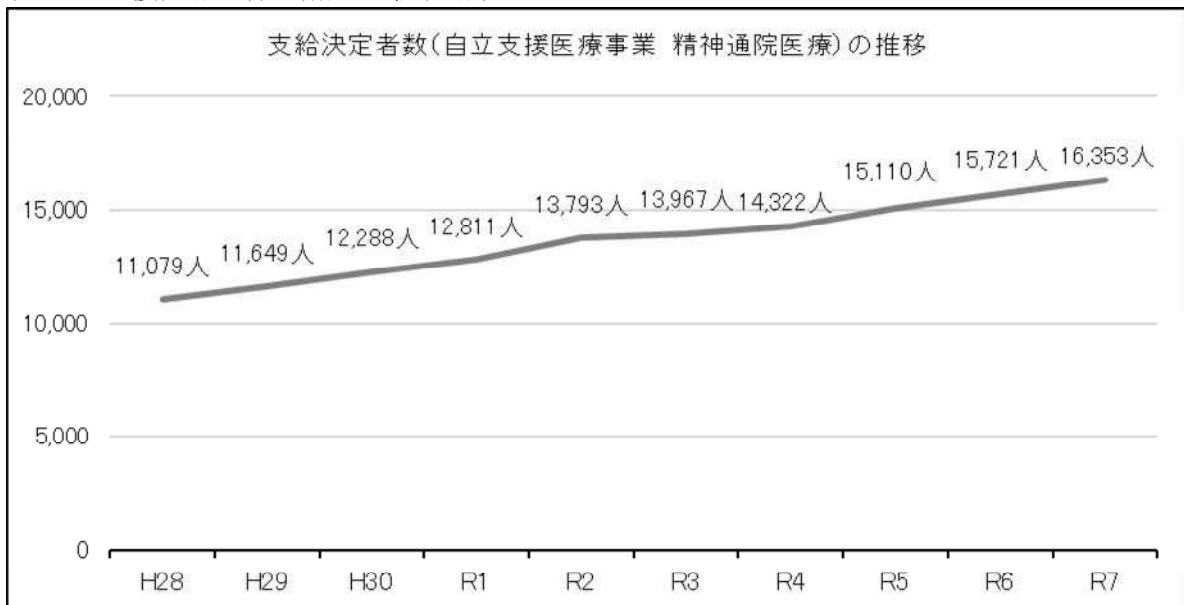
（1）介護給付等事業（障がい者）



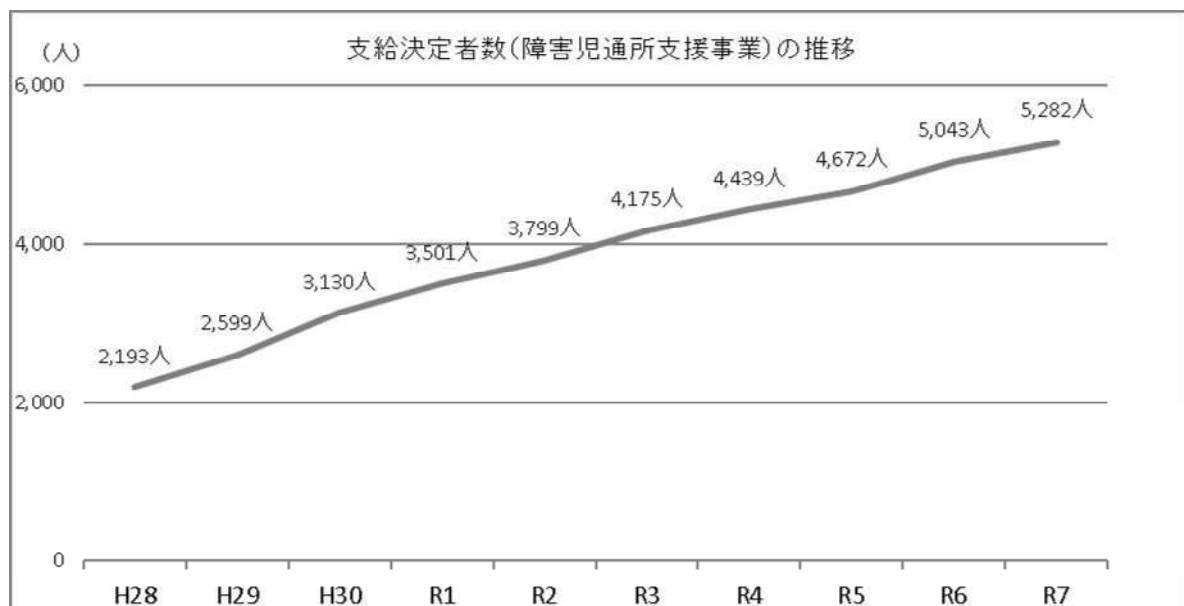
(2) 自立支援医療事業（更生医療）



(3) 自立支援医療事業（精神通院医療）



(4) 障害児通所支援事業



デジタル活用による市民サービス向上事業

健康福祉部障害保健福祉課
電話:457-2864

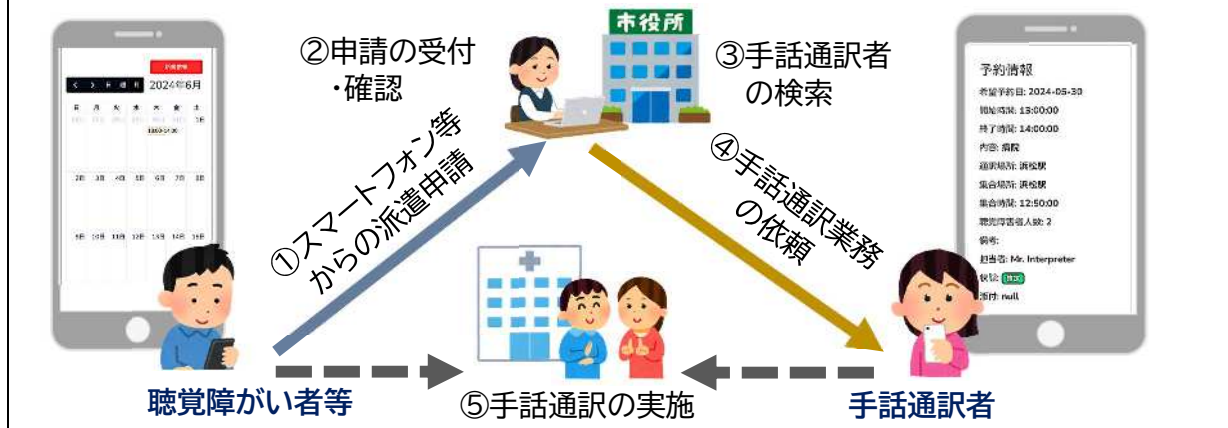
(単位：千円)

予算款	基本計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	7,945	3,594	0	0	4,351

※障害者福祉デジタル運営経費の一部

目的	デジタル技術を活用し、障がい者及び窓口に来庁する市民に対する市民サービスの向上及び業務効率化を図る。
背景	・聴覚障がい者に対する手話通訳者の派遣要請への対応について、従来はFAXでのやり取りで実施しており、誤読による伝達ミス等が発生するとともに、自宅にFAXの無い方は来庁して手続きを行っている。 ・中央福祉事務所社会福祉課窓口では多くの窓口対応が行われ、長時間の待合が発生している。
事業内容	1 (新規) 手話通訳者派遣業務システム導入事業 4,242千円(国1/2以内、県1/4以内) 聴覚障がい者からの手話通訳者の派遣要請について、専用WEBシステムを導入する (1) 市民サービス向上機能 聴覚障がい者との連絡手段についてFAXからWEBシステムに変更することで、円滑な手話通訳者の派遣が可能 (2) 主な機能 ・聴覚障がい者からの手話通訳者の派遣要請及び通訳者の選定・派遣決定手続きをシステム上で実施する。 ・年間実績(R5年度) 1,204件 2 (新規) デジタルを活用した窓口受付多機能発券機導入事業 3,703千円(国1/2) (1) 市民サービス向上機能 長時間の狭小な待合スペースでの待機の解消 (2) 主な機能 スマホからの待ち状況確認、当日順番予約 など (3) 窓口対応実績(R5年度) 年間34,389件

<手話通訳者派遣業務システム導入事業 事業イメージ>



障害者地域生活支援事業 医療的ケア児等支援事業

1 目的

医療的ケア児等相談支援センターを設置することにより、医療的ケア児や重症心身障がい児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう支援体制を構築する。

2 背景

- ・医療技術の進歩により医療的ケア児等が増加傾向にある。
- ・医療的ケア児や重症心身障がい児等への支援を行うため、令和6年4月から福祉交流センターに「浜松市医療的ケア児等相談支援センター」を設置し、新たな医師の配置により、相談体制を拡充している。

3 事業内容

医療的ケア児等に関する相談業務、総合病院と在宅診療との連携や日中活動の場の受入事前調整等の地域の体制整備、協議会や研修会の開催等を行う。

区分	R5 以前	R6 以降
業務形態	医療的ケア児者等コーディネーター業務 (委託業務)	医療的ケア児等相談支援センター業務 (委託業務)
配置資格	保健師、社会福祉士、相談支援専門員	医師、看護師、相談支援専門員

4 実績・見込

区分	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 見込
相談件数 (件)	253	409	553	1,500

※令和6年5月31日現在、0～64歳以下の対象児者は541人

※浜松市で対象としている方は、下記に該当する方

- | |
|--|
| ① 人工呼吸器管理 ② 在宅酸素療法 ③ 人工透析 ④ 在宅中心静脈栄養
⑤ 気管切開 ⑥ 痰吸引 ⑦ 導尿 ⑧ 経管栄養（経鼻、胃ろう含む）
⑨ インシュリン注射 |
|--|

5 医療的ケア児等相談支援センターの役割

在宅の医療的ケア児等に関する相談を受け、障害福祉サービス等事業所や各機関等との調整を行う。

- (1) 在宅の医療的ケア児等の相談支援や多分野にまたがる支援の利用調整
- (2) 総合病院と在宅診療との連携
- (3) 日中活動の場の受け入れ事前調整
- (4) 災害時における相談対応、関係機関等との調整及び緊急情報の発信など

障害者地域生活支援事業 重度障害者等就労・大学修学支援事業

1 目的

障がいの有無に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが社会参加が可能となるよう支援し、修学、就労機会の拡大を図る。

2 背景

- ・障害者総合支援法に基づく「重度訪問介護」等は、重度障がい者を対象に居宅にて入浴、排せつ及び食事の介護等について支援するものであり、修学、就労に伴う支援は対象外となっている。
- ・令和6年度より国補助事業を活用し、支援事業を開始した。

3 事業内容

区分	重度障害者等就労支援特別事業	重度訪問介護利用者大学修学支援事業
事業内容	通勤や職場等における重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施	重度訪問介護の指定を受けた事業者による大学への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供
対象者	重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定を受けており、週10時間以上就労している者	重度訪問介護の支給決定を受けている大学等の修学者(R7見込者数:1人程度)
利用単価	(国の重度訪問介護の単価を使用) 単価例 利用時間8時間あたり1,505点 (1点=10.18円・加算あり)	(国補助単価を基に設定) 年間500時間を超える利用 30分あたり1,135円 年間500時間以内の利用 30分あたり1,960円
利用者負担額	原則1割(所得により負担上限月額の設定あり)	

4 実績・見込

区分	R6 実績※	R7 見込
重度障害者等就労支援特別事業	1人	4人
重度訪問介護利用者大学修学支援事業	0人	1人

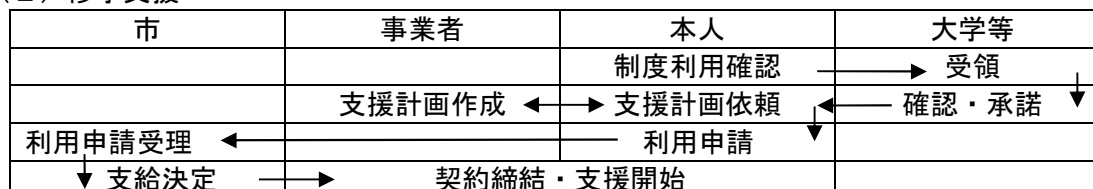
※支給決定者数

5 事業スキーム

(1) 就労支援



(2) 修学支援



障害児地域生活支援事業 保育所等巡回支援事業

1 目的

児童発達支援センターが地域の中核的役割を担う機関としてその役割を果たせるよう、障がい児に提供する支援の質を高め、障がい児の支援体制の強化を図る。

発達障がいやその特性を持つ子ども（以下「発達障がい児等」という。）は、早期発見と適切な支援が重要であることから、保育所等において障害が「気になる」段階から適切な支援を行うため、保育所等職員に対して発達障がい児等の見立てや対応についての支援を行い、保育所等職員の資質向上と発達障がい児等の福祉の向上を図るとともに、インクルージョンを推進することを目的とする。

2 背景

令和5年度の市内保育所の訪問率は47%（180園/380園）であり、既存の3事業所では目標の全園訪問が困難であるとともに、発達障がい児の増加によって、現状の1園あたり1～2回の訪問では支援が終結しないケースが増えている。

3 事業内容

区分	R6 まで	R7 以降
委託先箇所数	3 箇所	4 箇所（前年度比 1 箇所増）
実施主体・要件	発達障がい児支援の知識を有する者に市が委託 （保育士・臨床心理士・言語聴覚士等）	「児童発達支援センター」に対して、市が委託
事業内容	巡回支援専門員整備 ・依頼による保育所等への巡回支援 ・依頼のない保育所等への対応（事業説明等）	1. 児童発達支援センター等の質の向上と人材育成 2. 地域における障がい児支援の質の向上 (1) 地域の障害児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施 (2) 地域のインクルージョンの推進 依頼による保育所等への巡回支援 (3) ハイリスクなこどもと家族のサポート (4) 地域の事業所等への研修等の実施 3. 巡回支援専門員整備 依頼によらない保育所等への巡回支援
支援対象	保育所等 380 園（手上げ式）	保育所等 380 園（悉皆 式）、放課後児童クラブ、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、希望する保護者

4 実績・見込

区分	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 見込	R7 見込
保育園・幼稚園への支援	161 園 （延 458 回）	172 園 （延 484 回）	180 園 （延 614 回）	190 園 （延 680 回）	380 園 （延 840 回）
放課後等児童会への支援	4 児童会 （延 5 回）	4 児童会 （延 7 回）	6 児童会 （延 7 回）	10 児童会 （延 12 回）	20 児童会 （延 25 回）
支援した園児数	延 1,321 人	延 1,256 人	延 1,487 人	延 1,500 人	延 2,000 人
支援した児童数	延 19 人	延 11 人	延 16 人	延 30 人	延 50 人

障害者生活支援事業 外出支援事業

1 目的

外出支援助成券の交付により、障がい児者の外出支援を促進する。

2 背景

- ・外出支援事業は、令和5年度から障害等級による一律支給を改め、前年度に自動車税または軽自動車税の減免を受けていない人を交付対象とするなど、真に必要とする人に支援が行き届く制度を構築することで、障がいのある人の自立とより一層の社会参加の促進に取り組んでいる。
- ・令和5年度から視覚障害者等外出応援事業を創設し、視覚障がい1・2級や肢体不自由1級に該当する方を対象に、外出応援タクシー利用券（20,000円分）を交付することとした。

3 事業内容

バス・電車共通カードやタクシー利用券等を交付し、障がいのある人の外出を支援する。

事業内容	対象者	助成額
外出支援助成券交付事業	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A1～B1、 精神障害者保健福祉手帳1級、2級 ※自動車税の減免を受けている人は除く	7,000円
視覚障害者等 外出応援事業	身体障害者手帳を所持し、視覚障害1級、2級、肢体不自由1級 ※自動車税の減免又は福祉タクシー支援事業の適用を受ける人は除く	20,000円
福祉タクシー 利用支援事業	電動車椅子を利用している人	20,000円

4 実績・見込

交付者数

(単位：人)

券種	R4 実績	R5 実績	R6 見込	R7 見込	見込比較 (R7-R6)
外出支援助成券（6種）	25,793	16,815	16,928	17,558	630
外出応援タクシー利用券	-	754	903	800	△103
リフト付き福祉タクシー運賃 助成券	156	143	150	150	0

措置入院者退院後支援事業

1 目的

措置入院者退院後支援事業において、措置入院等の精神障がい者に対して、関係機関との連携により退院後支援に関する計画を作成し、計画に基づく支援を行うことで、その人らしい生活を安心して送れるようにする。

2 背景

- ・相模原障害者施設殺傷事件の再発防止策として措置入院者の退院後支援の必要性が指摘され、国は、平成 30 年 3 月に「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を策定した。
- ・本市では同ガイドラインに基づき、平成 30 年度から事業を実施している。

3 事業内容

(1) 退院後支援事業の対象（以下のいずれにも該当する者）

- ・措置入院者及び緊急措置入院者
- ・本人が退院後支援計画に基づく支援に同意した者
- ・退院後の居住地が市内である者
- ・市長が退院後支援を行う必要があると認めた者

(2) 退院後支援進捗管理会議

毎月 1 回開催し、措置入院者の支援方針について確認し、浜松市障がい者基幹相談支援センター職員に意見・助言を受けている。

4 実績・見込

区分	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績 (※)
措置入院を経て地域へ退院した人数	12 人	15 人	24 人	21 人	31 人	28 人
計画に基づく支援を実施した人数	2 人	7 人	8 人	6 人	14 人	9 人
実施した割合	16.7%	46.7%	33.3%	28.6%	45.2%	32.1%

※R6 実績は、令和 6 年 12 月末時点